令和８年度岩手県がん情報利用等審議会要旨

１　開会

（千葉健康予防担当課長）

それでは、ご案内の時間となりましたので、ただいまから岩手県がん情報利用等審議会を開催いたします。私は健康国保課の千葉と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日の審議会は、オンライン参加を含め、委員５名全員のご出席をいただいておりますので、岩手県がん登録情報利用等審議会条例第４条第２項の規定によりまして、会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。なお本日の会議は公開となっておりますのでご了承いただきたいと存じます。開会に当たりまして、健康国保課総括課長千葉よりご挨拶申し上げます。

２　挨拶

（千葉総括課長）

健康国保課の千葉でございます。本日は大変お忙しい中、また夜間の時間帯にもかかわらず、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。本審議会は、全国がん登録データベースに登録している岩手県のがん情報を、がん対策の企画立案や実施に必要な調査研究のために提供することについてご審議いただく場となっております。全国のがん登録の情報につきましては、がん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに考慮しまして、民間によるものも含めて、がんに係る調査研究のために十分活用されるとともに、その成果ががん患者や家族をはじめとする国民の皆様に還元されなければならないとされております。またその一方で、厳格に保護されなければならないとされております。本日は２件の利用申請が提出されておりますけれども、それぞれの立場からご意見をいただきまして、本県のがん対策の充実に向け、ご審議くださるようお願いいたします。それではどうぞよろしくお願いいたします。

３　委員紹介

（千葉健康予防担当課長）

次に、本日ご出席の委員の皆様方のご紹介につきましては、配付の名簿をもって代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、委員の任期は条例第２条第３項の規定によりまして令和９年５月11日までとなっております。

４　会長紹介

（千葉健康予防担当課長）

それでは以降の進行につきましては、岩手県附属機関条例第４条第３項の規定によりまして、会長である武内委員に進行をお願いしたいと存じます。武内会長どうぞよろしくお願いいたします。

５　議事

（武内会長）

ただいまご紹介にあずかりました岩手県予防医学協会の武内です。どうぞよろしくお願いいたします。次第に従って議事を進めて参ります。まず議案第１号のがん登録等の推進に関する法律第 18 条に基づく都道府県がん情報の利用について事務局からご説明をお願いします。

（橋口医務主幹）

健康国保課の橋口と申します。本日はよろしくお願いいたします。少し長くなりますので、着座にて説明させていただきます。まず、全国がん登録制度の概要について申し上げます。本県においては平成２年より地域がん登録を実施しておりましたが、平成 28 年よりがん登録等推進に関する法律に基づき、国が主体となり、都道府県に法定受託事務として全国がん登録が実施されております。当該制度のもとでは、診断・腫瘍情報または治療情報など、全国で共通した届出項目全 26 項目について、病院等の医療機関から都道府県等に届出を行うものとなっております。都道府県では、医療機関から届出情報を全国がんデータベースを用いて、国に提供することとなっておりまして、国においては、全国がんに関する罹患情報等が集約されることになります。届け出されたがん情報につきましては、個人情報でありますことから、利活用を行うに際して法令に基づき厳格に扱うこととされておりまして、がんを利活用する場合には都道府県に設置された審議会に諮問することとなっております。

では議案の説明をさせていただきます。資料がありますが、まず資料１をご覧いただきたいと思います。資料１の議案第１号の通り決議を求めます。岩手県ががん対策の企画立案または実施に必要ながんに関わる調査研究のために自ら利用することについて諮問するものでございます。資料１の２ページ目に、議案の参考１として、がん登録等の推進に関する法律の抜粋を記載しております。この中の第 18 条第１項、下線部で示しているところがあるのですが、都道府県は全国がん登録データベースにある自らの都道府県のものを利用することが利用できる旨の規定があります。また、同条第２項について、利用する場合には審議会で意見を聞くことと規定されているところになります。こちらについて補足して説明をします。次に資料 4 をお出しいただいてもよろしいでしょうか。資料 4 の中の資料 4－2 号に、岩手県における全国がん登録情報提供事務処理要綱がありますので、そちらの４ページ目をご覧いただきたいと思います。

要綱第 10 及び第 11 に審査については窓口組織、本県では一般社団法人岩手県医師会の成人病登録室にお願いしているところなんですけども、そちらによる形式点検の後、審議会に諮るということになっております。議案第１号に関してもすでに窓口組織で決し点検が終了しているところになりますので、本日は赤枠で囲んである第 11 に基づき、審議することとしております。

では、議案第１号の審議に入りたいと思います。資料２－１をお出しいただきたいと思います。資料２－１の２ページ目、様式第２－１号別紙１をご覧いただきたいと思います。先ほど見ていただきました事務処理要綱に定められていますとおり、この様式第２－１号別紙１に基づき審議をすることとしてされておりますので、順に説明させていただきたいと思います。では、資料の中ほどにあ

る情報の利用目的、必要性及び研究方法から説明させていただきます。利用目的はこちらに記載にあります通り、お手元にあります岩手県がん登録事業報告書、黄色い冊子があると思うんですけども、そちらの発行のために、全国がん登録情報を利用するものになります。報告書はお手元の報告書を見ていただきたいと思いますので、後程ご参照いただければと思います。研究方法につきましても、こちらに記載の通り、報告書にて報告するものとなっております。また、県のがん対策に対する企画の場合、委託計画計画書が必要とされておりますので、資料２−3 に契約書の 1 枚目の写しを添付しておりますので、ご参照いただければと思います。次に情報利用の必要性につきましては、少し先のページになるんですけど、21 ページの様式第３−1 号に記載されている内容と同じますので、こちらにつきましても窓口組織で点検作業が終了しているものとなっております。た「研究計画書」については、資料２－５として報告書の発行についての計画を添付しております。続きまして、利用する情報の範囲につきましては、6 ページ目の様式第２−1 号別紙 2 にその範囲が記載されているものになります。こちらの情報範囲に基づき集計分析を行って、報告書を発行しているものとなります。こちらの利用範囲につきましては報告書を発行する岩手県医師会に確認していただいております。2 ページ目の下部にある想定する集計表、図につきましては、毎年計作成している岩手県がん登録報告書、今お手元にある黄色い冊子と同じ様式のものを予定としておりますので、資料２−4 の写しまたはお手元の報告書をご参照いただきたいと思います。では、3 ページ目、資料２−1 の 3 ページ目になります。提供依頼申出者は岩手県となりますので、申出者である県の情報が記載されているところになります。また、利用者につきましては、県が委託している一般社団法人岩手県医師会において報告書作成作業を実施している医師会の利用者の情報が記載されているところとなります。次に 4 ページ目になります。誓約書につきましては、7 ページ目から 21 ページにある様式第２−3 号による利用者全員の申請が記載されているところになります。こちらについても窓口組織で点検作業が確認しておりますので詳細については省略させていただきたいと思います。次に、研究実績を示す書類につきましては、県での申請の場合は不要となっておりますので省略しております。委託の有無につきましては先ほどご説明しました通り委託契約を結んでいる岩手県医師会との契約書の写しを資料２−3 として添付しております。利用場所、利用する環境保管場所、管理方法及び利用後の処理、利用期間につきましては、今見ていただいてる様式２−1 号別紙 1 にご記載の通り、提供を受けてから 3 年を経過する日が属する年の 12 月 31 日までとしております。また、利用者が行う安全管理措置につきましては、資料２−2 に岩手県医師会登録室の事務処理の手順を示しております。では、次の 5 ページ目になります。「倫理審査の状況」と「同意書」については、県での申請の場合不要となっておりますので、省略をさせていただきます。調査研究成果の公表方法につきましては先ほどご説明があります説明しました岩手県がん登録状況報告書に提案を報告することとしております。最後になりますけども事務担当連絡先につきましても県の事務担当者の情報を記載しております。以上で議案 1 の説明を終わらせていただきます。

（武内会長）

はい。ありがとうございました。膨大な資料でお疲れ様です。ありがとうございました。ただいま

ご説明いただきましたけど、委員の先生方からご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。
それではお諮りいたしたいと思います。議案第１号について、原案の通り承諾することにご異議ございませんでしょうか。異議なしということですので、それで議案第１号について原案の通り承諾いたします。
それでは次に、「がん登録等の推進に関する法律第 21 条第８項に基づく都道府県がん情報の利用について」ですが、このことについて、事務局から説明をお願いします。

（橋口医務主幹）
続けて着座にて説明させていただきます。議案第２号の説明をさせていただきます。資料１の３ページ目をご覧いただきたい
こちらは学校法人岩手医科大学が、宮古、久慈二戸圏域で疾病発症追跡調査を目的に、都道府県がん情報を利用することについて諮問するものでございます。4 ページ目に議案の参考２として、がん登録等の推進に関する法律の抜粋を記載しているところになっております。第 21 号第８項に都道府県知事は、がんに関わる調査研究を行うものから、当該都道府県に関わる都道府県が情報の提供を求めた求めを受けた場合で、同条同項１から４までのすべての要件に該当する場合は、当該がんに関わる調査研究に必要な限度で全国がん登録データベースを用いてその提供を行うことができるという旨の規定がございます。審査につきましては、議案第１号と同様に、窓口組織での形式点検はすでに終了しているものですので、審議会においては先ほどと同様に、様式第２の１号別紙１に基づいて行うものとさせされていますので順次説明させていただきます。議案第２号の資料につきましては、最後の資料３のカバーをさしていただきたいんですけどもそちらの方にまとめておりますので資料３の束をお出しいただきたいと思います。初めに資料３－１の２ページ、様式第２第２－1 号別紙１をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましても先ほどと同様に順に説明していきたいと思います。まず情報の利用目的必要性及び研究方法について説明させていただきます。
利用目的目的につきましては先ほどご説明させていただきました通り、宮古・久慈・二戸圏域の検診受診者の疾病発症状況について、追跡調査のために使用するものとなっています。詳細は、こちらに記載の内容及び資料３－３に掲載されております。資料３－３の 2～３ページに目的が記載されていますので、ご確認ください。
では次の情報利用の必要性につきましては、本研究において都道府県がん等情報利用解析することで、地域の保健医療福祉政策へ貢献するものとなっております。そちらに記載されている通りとなっております。次に3ページ目をご覧いただきたいと思います。研究方法につきましても先ほどご説明しました通り資料3－3に、特に6ページから10ページ目に記載されておりますので、詳細はそちらをご覧いただきたいと思います。次に利用する情報の範囲につきまして説明させていただきます。こちらは8ページ目の様式第4第2－1号別紙2に診断年次、地域、がんの種類が記載されており、こちらも窓口組織で形式点検が終了しています。次に想定する集計表図につきましては、適用情報をそのまま利用するものではないということでそちらの方にチェックが入っております。提供利用申請者につきましては、3ページ中ほどにございます申請法人である学校法人岩手医科大学の利用者につきましては3～5ページに記載されております。所属や役割につきましても記載されておりますが、

窓口組織で形式点検が終了しているものとなっております。続けて5ページ目になります。利用者全員の誓約書につきましては、様式第3－1号として、10ページから27ページまでに掲載されておりましてこちらも点検作業で確認をしているところになります。研究実績を示す書類につきましては、論文を2つ以上添付となっておりますので資料3－2に2つの論文を添付しております。なお、すでにこちらも形式点検が終了していますので、資料の量が多いことから、会場では論文の表紙を添付しているものとしております。
委託の有無につきましてはなしということで非該当ということになります。利用期間・管理方法及び利用後の処理につきましては、岩手医科大学データ管理室の処理として、こちらに具体的な明記があります。では次の 6 ページ目になります。倫理審査の状況につきましては資料 3－4 として、倫理委員会で承認されている旨の報告書を添付しております。同意書につきましては資料 3－5 として参考資料を添付しております。こちらの同意書を元に調査を行っているということになります。調査研究成果の公表方法につきましては、窓口で点検済みですのでこちらについては省略しております。事務担当連絡先につきましても、学校法人は追加大学の担当者様の情報が記載されております。以上で、議案 2 の説明を終わらせていただきます。

（武内会長）
はいどうもありがとうございました。これは東北メガバンクに続いて、ずっと長年やられてるそうですね。ただいまのご説明に対して、先生方からご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。はい。それではお諮りいたします。議案第 2 号について原案の通り承諾することについてご異議ございませんでしょうか。はい。ありがとうございました。それで議案第 2 号について原案の通り承諾いたします。
それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了といたします。進行を事務局にお願いいたします。よろしくお願いします。

6　その他
（千葉健康予防担当課長）
武内会長どうもありがとうございました。それでは次第 6、その他につきまして、委員の先生方から何かございますでしょうか。ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

7　閉会
（千葉健康予防担当課長）
それでは以上をもちまして、岩手県がん登録情報利用等審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。